

## 標準処理期間の未設定理由

番号 17

処 分 名	児童福祉施設(助産施設, 母子生活支援施設, 保育所及び児童厚生施設に限る)の廃止の承認
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
条 項	第35条第12項
所 管 課	指導監査課
【標準処理期間を未設定とした理由】 過去に申請実績がない又は稀である、或いは将来的に申請が見込めないなど、審査基準を設定する実益がない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。